

令和5年度 スチュワードシップ活動の報告

令和6年3月
国家公務員共済組合連合会

はじめに

国家公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、平成26年5月に日本版スチュワードシップ・コード（以下「SSコード」という。）を受け入れて以来、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動を行って参りました。そして、令和3年5月にはTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明しました。

連合会では、運用受託機関を通じてスチュワードシップに関する取組みを行っております。本年度も多くの運用受託機関に協力頂き、活動内容について詳細な報告を受けました。例年通りの報告内容に加え、新しい取組みとして、ダイバーシティ（多様性）などについて運用受託機関自身の取組状況を確認したほか、人権問題で話題になった芸能関係の事案について運用受託機関の考え方を確認しました。当事案に関しては確認後も引き続き報告を頂いており、時間の経過と共に事態がどのように推移するのか見守っております。

また、令和6年2月には我が国初の発行となるクライメート・トランジション利付国債を購入、同年3月15日にはPRI（責任投資原則）署名機関となりました。

アセットオーナーとしてスチュワードシップ活動を充実させるべく試行錯誤を続けておりますが、サステナブルファイナンス（持続可能な社会を実現するための金融）への取組みを毎年少しずつ進歩して参りたいと考えております。

目次

<u>I. 連合会のスチュワードシップ活動</u>	
1. 連合会のスチュワードシップ活動の概要	: 3
2. PRI（責任投資原則）への署名	: 4
3. 連合会のスチュワードシップ活動の沿革	: 5
4. スチュワードシップ活動のイメージ図	: 6
5. スチュワードシップ・コード（機関投資家の行動原則）	: 7
<u>II. 運用受託機関の取組み</u>	
1. 運用受託機関の取組みの概要	: 8
2. 運用受託機関の事例の紹介	: 9
<u>III. ESG投資に関する取組み</u>	
1. 連合会のESGに関する取組みの概要	: 18
トピック：GX経済移行債への取組み	: 21
2. 運用受託機関の事例（ESG）の紹介	: 23
トピック：運用受託機関における人権問題への対応状況	: 26
トピック：運用受託機関における女性活躍推進の状況	: 27
<u>IV. 運用受託機関の課題認識</u>	: 28
<u>V. 今後の取組方針</u>	: 29

I. 連合会のスチュワードシップ活動

1. 連合会のスチュワードシップ活動の概要

〈連合会の活動の概要〉

- 連合会は、平成26年5月にSSコードを受け入れ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を公表しました。その後、金融庁がSSコードを改訂したことを受け、平成29年11月及び令和2年9月に同方針を改訂し、公表しました。

連合会では、運用受託機関を通じて企業へ投資する形態をとっています。このため、運用受託機関が、中長期的な視点に立った建設的な対話（エンゲージメント）、議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことにより、最終受益者の中長期的な投資収益の拡大を図っています。

連合会は、投資先企業との対話の相手方である運用受託機関に対して、モニタリングを行いスチュワードシップ責任を果たしています。

このような考え方を踏まえ、従来より、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関に対し、スチュワードシップの取組状況について、毎年、報告を求め、ミーティング等を行ってきました。

- 令和5年度も、SSコード等の趣旨を踏まえて、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へ深化させる目線で、運用受託機関24社41ファンド（国内株式15ファンド、外国株式14ファンド、外国債券9ファンド、オルタナティブ資産3ファンド）を対象にミーティング等を実施し、各社の具体的な活動状況を確認しました。（確認対象期間：令和4年7月1日から同5年6月30日まで）

〈本報告書の目的〉

- 本報告書ではSSコード等の趣旨を踏まえ、連合会のスチュワードシップに関する取組みを報告するとともに、各社の取組み（対話事例、議決権行使事例など）をSSコードの各原則の実施状況に沿って紹介しています。当該事例を参考として運用受託機関による取組みに工夫を凝らすなど、スチュワードシップ活動の推進の一助となればと考えています。

2. PRI（責任投資原則）への署名

- 連合会は、令和6年3月15日、PRI（Principles for Responsible Investment：責任投資原則）の署名機関となりました。
- PRIにおいて、環境や社会全体に利益をもたらす持続可能な国際金融システムの達成を目指し、機関投資家等が環境（E：Environment）、社会（S：Society）、ガバナンス（G：Governance）の課題を投資の意思決定に組み込むことが提唱されています。
- 連合会は、従前より、運用受託機関による投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか投資戦略に依りて、持続可能性に配慮したエンゲージメントなどを軸にしたスチュワードシップ活動を含め、ミーティングなどを通じてモニタリングを行ってきました。引き続き、これらの取組みをより一層推進すると共に、受益者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的な運用に努めて参ります。

Signatory of:



[PRI 6つの原則]

- 原則1 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み入れます
- 原則2 私たちは、活動的な所有者となり所有方針と所有習慣にESGの課題を組み入れます
- 原則3 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます
- 原則4 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います
- 原則5 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
- 原則6 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

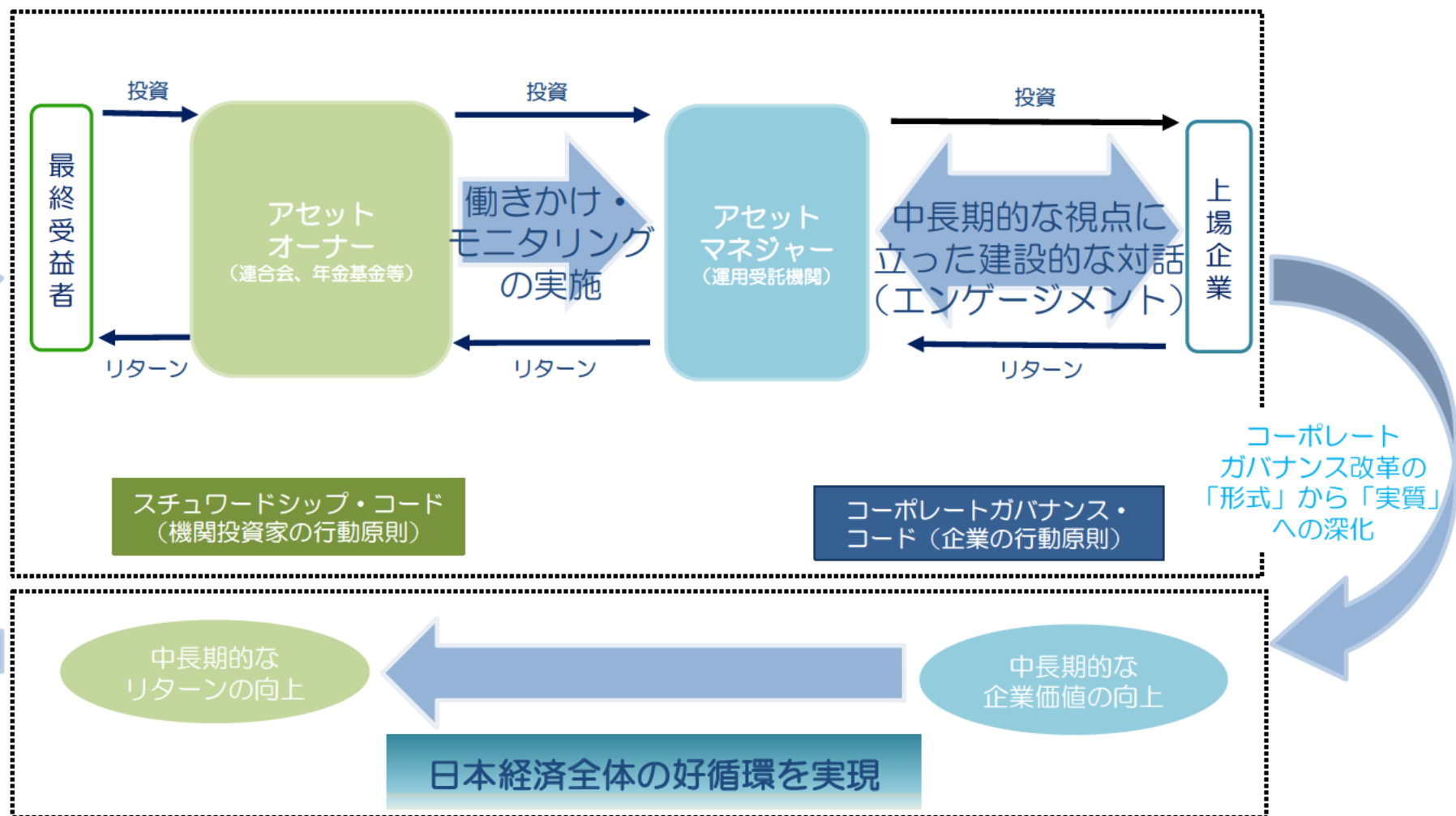
3. 連合会のスチュワードシップ活動の沿革

年月	内容
平成17年6月	議決権行使ガイドラインを制定
平成20年9月	「株主議決権行使状況」を公表開始
平成25年9月	特定注視企業（※1）に関わる「株主議決権行使状況」を公表開始
平成26年5月	「『日本版スチュワードシップ・コード』の受入れについて」を公表
平成26年9月	「株主議決権行使状況」の内容を「スチュワードシップ活動の状況等について」（現「スチュワードシップ活動の報告」）へ統合して公表開始 外国株式に関わる「株主議決権行使状況」を公表開始
平成27年10月	「管理運用の方針」に日本版スチュワードシップ・コードに関する事項を明記
平成28年9月	運用受託機関とのスチュワードシップ活動に関するミーティングを開始（以降、年次で実施）
平成29年2月	運用受託機関の総合評価にスチュワードシップの活動状況を追加
平成29年4月	GPIFが主催する「企業・アセットオーナーフォーラム」へ出席
平成29年11月	「『改訂日本版スチュワードシップ・コード』の受入れについて」を公表 国内株式の全運用受託機関から実効性のあるスチュワードシップ活動を行う旨の確約書を受領
令和2年9月	「『日本版スチュワードシップ・コード再改訂』の受入れについて」を公表
令和3年5月	「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同について」を公表（※2）
令和6年3月	「PRI（責任投資原則）への署名について」を公表

（※1）不祥事報道や業績不振を原因として、運用受託機関が注視している投資先企業。

（※2）TCFDは2023年10月に解散し、気候関連開示の進捗状況のモニタリング機能は国際会計基準（IFRS）財団に移管されています。

4. スチュワードシップ活動のイメージ図



(出所：金融庁「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（第1回）事務局説明資料」を基に作成)

5. スチュワードシップ・コード（機関投資家の行動原則）

- 原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- 原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- 原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- 原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（※）の考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

（※）ESG要素を含む中長期的な持続可能性

Ⅱ. 運用受託機関の取組み

1. 運用受託機関の取組みの概要

質問表の送付やミーティングを通じ、運用受託機関各社の取組状況について、以下の通り、確認しました。

- 各社とも創意工夫（例えば、エンゲージメントの高度化）を凝らしていました。また、エンゲージメントは一朝一夕に効果が発現するものではなく、その効果の発現まである程度の期間を要する中、地道に活動を行っている運用受託機関が大半でした。
- 各社とも、ESGの要素を考慮し、サステナビリティを意識した取組みを実施していることを確認できました。
- 一方で、各社の取組み（例えば、エンゲージメント事例の紹介、エンゲージメントの効果を高める工夫、議決権行使の具体的な理由の公表）や、自己評価を含めた情報提供等（例えば、スチュワードシップ活動報告の記載内容）については運用受託機関ごとに差が見られます。
- 運用受託機関各社を取り巻く環境が異なることから、画一的なことはいえませんが、運用受託機関と投資先企業とのエンゲージメントなどの取組みを通じて、企業価値向上や持続的成長を促し、最終受益者の中長期的な投資収益の拡大が得られるよう、引き続き、運用受託機関の取組みが進められることを期待しています。

2. 運用受託機関の事例の紹介 (ESGに関する事例はp23-p25参照)

【SSコード原則1. 明確な方針の策定と公表】

- スチュワードシップ活動の目的について、全ての運用受託機関は、企業価値の向上や、持続可能な成長のためとしている。具体的には、個々の企業の実情に応じ、利益成長、資本コスト抑制、ESGによる事業リスク抑制などの経営戦略や、取締役会の機能強化など、目的を明確にしてウェブサイト等で公表。

【SSコード原則2. 利益相反に関する方針の策定と公表】

- スチュワードシップ活動部門担当役員が、他の部門の執行権限から独立して、議決権行使に関する全ての権限を専属的に有する体制とすることで、議決権行使に関して生じ得る利益相反を排除。
- 社外有識者が過半を占める第三者委員会を設置し、自社のガイドラインに規定のない議案等を審議する体制とすることで、グループ会社やその主要顧客等（融資先上場企業等）に対する議決権行使等で利益相反が発生しないか牽制しており、その取組みをウェブサイト等で公表。

【SSコード原則3. 及び4. 投資先企業との対話とモニタリング】

〈エンゲージメント対象企業の選定、対話内容〉

- 投資先企業全般の課題と社会のサステナビリティへの関心の高まりを基に9つの重点テーマを設定し、投資金額等に基づいて選定したエンゲージメント対象企業に対して、調査担当部門（投資先企業ごと）とESGスペシャリスト（テーマごと）のそれぞれの視点からエンゲージメントのゴールを決定。

〈エンゲージメントの効果を高める工夫〉

- 複数の運用受託機関が、エンゲージメントが投資先企業の価値向上につながっているか、定量的に見るために独自のスコアを算出するなど、有効性の検証を行っている。具体的には、グループ会社と協働して定量モデルの開発を行い、エンゲージメントの際に投資先企業の課題を客観的に訴求。

〈運用受託機関内の意識の変化・浸透、態勢変化〉

- 投資先企業を熟知しているアナリスト、ファンドマネージャーと、全投資先企業を網羅的に把握しているスチュワードシップ活動部署が各々の専門性を発揮しながら相互に連携してエンゲージメントを実施。
- エンゲージメントの効果を高めるために、協働エンゲージメントを有効活用。
- スチュワードシップ活動部署が行った対話内容や運用部署が継続的に行っている対話の内容が社内システムでデータ管理され、社内でも共有。

【SSコード原則5. 議決権行使と結果の開示】

〈議決権行使〉

- 多くの運用受託機関が、議決権行使ガイドラインをもって画一的に判断するのではなく、投資先企業ごとの状況を鑑みて判断している。具体的には、議決権行使ガイドラインを社会的な状況を踏まえて毎年見直しを行う一方、議決権行使に際しては形式的な判断とせず、投資先企業との対話状況等を基に、外部有識者も交えた議決権行使会議の審議を経て担当役員が決定し、意思決定プロセスを社内監査部門のモニタリング、スチュワードシップ委員会で方針等の遵守状況の確認を実施。

〈議決権行使助言会社の活用状況〉

- 取引先やグループ会社への議決権行使など、利益相反管理の一環で活用している運用受託機関が大宗。
- 助言会社の助言内容が、自社のガイドラインに基づく判断内容となっているか、招集通知等を基に担当部署で妥当性を検証しており、その結果を自社の議決権行使諮問会議及び責任投資委員会に報告。

〈議決権行使結果の個別開示〉

- 全ての運用受託機関が個別の議決権行使結果を公表。具体的には、全ての議案について行使結果を（重要議案については判断の理由を含む）企業別、ポートフォリオ別にウェブサイト上で開示し、6カ月ごとに更新。

➤ 令和5年4月から同年6月までの国内株式における議決権行使の状況は、以下の通りでした。

会社提案56,140議案中、反対行使は8,161議案（割合は14.5%）でした。このうち「社外取締役の選任に関する議案」は、18,075議案中、反対行使は2,631議案（14.6%）でした。

（単位：件数）

議案	取締役会・取締役に関する議案		監査役会・監査役に関する議案		役員報酬等に関する議案				剰余金の処分に関する議案		資本構造に関する議案						その他議案			合計			
	取締役の選任(※)	うち社外取締役	監査役の選任(※)	うち社外監査役	役員報酬	役員賞与の支給	退任役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプション	剰余金の処分	うち資本準備金等の減少	買収防衛策	減資・増資(第三者割当以外)	増資(第三者割当)	自己株式取得	その他	事業内容の変更等に関する議案	定款変更に関する議案	取締役会の構成等	その他の議案				
																				うち、気候関連に関する議案			
総計	44,705	18,216	5,089	3,411	1,279	251	144	140	3,548	21	198	16	4	79	13	61	1,580	13	159	57,279	60		
会社提案	計	44,497	18,075	5,083	3,405	1,240	251	144	140	3,471	21	195	16	4	3	13	61	861	11	150	56,140	0	
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)
	賛成	37,547	15,444	4,423	2,793	1,189	203	8	123	3,370	21	10	16	3	3	13	61	850	10	150	47,979	0	
		(84.4%)	(85.4%)	(87.0%)	(82.0%)	(95.9%)	(80.9%)	(5.6%)	(87.9%)	(97.1%)	(100.0%)	(5.1%)	(100.0%)	(75.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(98.7%)	(90.9%)	(100.0%)	(85.5%)	(0.0%)	
	反対	6,950	2,631	660	612	51	48	136	17	101	0	185	0	1	0	0	0	11	1	0	8,161	0	
		(15.6%)	(14.6%)	(13.0%)	(18.0%)	(4.1%)	(19.1%)	(94.4%)	(12.1%)	(2.9%)	(0.0%)	(94.9%)	(0.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.3%)	(9.1%)	(0.0%)	(14.5%)	(0.0%)
白紙委任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
棄権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
株主提案	計	208	141	6	6	39	0	0	77	0	3	0	0	76	0	0	719	2	9	1,139	60		
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	
	賛成	25	20	1	1	3	0	0	0	15	0	3	0	0	13	0	0	40	0	0	100	17	
		(12.0%)	(14.2%)	(16.7%)	(16.7%)	(7.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(19.5%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(17.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(8.8%)	(28.3%)	
	反対	183	121	5	5	36	0	0	0	62	0	0	0	0	63	0	0	679	2	9	1,039	43	
		(88.0%)	(85.8%)	(83.3%)	(83.3%)	(92.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(80.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(82.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(94.4%)	(100.0%)	(100.0%)	(91.2%)	(71.7%)	
白紙委任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)		
棄権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)		

(※) 取締役・監査役の選任については、1候補者につき1議案としています。p13-p14についても同様です。

➤ 令和5年4月から同年6月までの国内株式における特定注視企業（※）に対する議決権行使の状況は、以下の通りでした。

会社提案4,698議案中、反対行使は1,832議案（39.0%）でした。このうち「社外取締役の選任に関する議案」は1,430議案中、反対行使は504議案（35.2%）となっており、前頁の国内株式における議決権行使の状況と比較して、特定注視企業における反対率は高い結果となりました。

（単位：件数）

議案	取締役会・取締役に関する議案		監査役会・監査役に関する議案		役員報酬等に関する議案				剰余金の処分に関する議案		資本構造に関する議案					その他議案			合計		
	取締役の選任	うち社外取締役	監査役の選任	うち社外監査役	役員報酬	役員賞与の支給	退職役員の退職慰労金の贈呈	ストックオプション	剰余金の処分	うち資本準備金等の減少	買収防衛策	減資・増資（第三者割当以外）	増資（第三者割当）	自己株式取得	その他	事業内容の変更等に関する議案	定款変更に関する議案	取締役会の構成等			その他の議案
計	3,577	1,430	380	249	85	9	6	6	257	5	12	8	3	5	2	3	323	1	21	4,698	24
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
賛成	2,127	926	312	189	63	6	0	3	197	5	2	8	3	1	2	3	123	1	15	2,866	7
	(59.5%)	(64.8%)	(82.1%)	(75.9%)	(74.1%)	(66.7%)	(0.0%)	(50.0%)	(76.7%)	(100.0%)	(16.7%)	(100.0%)	(100.0%)	(20.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(38.1%)	(100.0%)	(71.4%)	(61.0%)	(29.2%)
反対	1,450	504	68	60	22	3	6	3	60	0	10	0	0	4	0	0	200	0	6	1,832	17
	(40.5%)	(35.2%)	(17.9%)	(24.1%)	(25.9%)	(33.3%)	(100.0%)	(50.0%)	(23.3%)	(0.0%)	(83.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(80.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(61.9%)	(0.0%)	(28.6%)	(39.0%)	(70.8%)
白紙委任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
棄権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)

（※）不祥事報道や業績不振を原因として、運用受託機関が注視している投資先企業。

▶ 令和5年4月から同年6月までの外国株式における議決権行使の状況は、以下の通りでした。

会社提案の議案中、ストックオプションに関する議案の反対率が高い結果となりました。

(単位:件数)

議案	取締役会・取締役に関する議案	監査役会・監査役に関する議案	役員報酬等に関する議案				剰余金の処分に関する議案		資本構造に関する議案					その他議案			合計			
	取締役の選任	監査役の選任	役員報酬	役員賞与の支給	退任役員 の退職慰 労金の贈呈	ストック オプション	剰余金の 処分	うち 資本準備金等 の減少	買収防衛策	減資・増資 (第三者 割当以外)	増資 (第三者 割当)	自己株式 取得	その他	事業内容の 変更等に 関する議案	定款変更に 関する議案	取締役会の 構成等	その他の 議案	合計	うち、気候関連 に関する議案	
総計	34,504	3,211	7,472	27	8	1,342	2,774	51	216	2,227	301	1,520	505	2,195	2,517	699	18,999	78,517	391	
会社提案	計	33,862	2,993	7,363	24	6	1,325	2,774	51	169	2,227	301	1,520	493	2,168	2,289	438	16,928	74,880	50
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	賛成	31,870	2,906	6,606	22	5	955	2,765	51	154	1,703	250	1,492	370	1,726	1,782	388	15,499	68,493	47
		(94.1%)	(97.1%)	(89.7%)	(91.7%)	(83.3%)	(72.1%)	(99.7%)	(100.0%)	(91.1%)	(76.5%)	(83.1%)	(98.2%)	(75.1%)	(79.6%)	(77.9%)	(88.6%)	(91.6%)	(91.5%)	(94.0%)
	反対	1,928	87	724	2	1	370	9	0	15	524	51	28	123	442	492	49	1,384	6,229	2
		(5.7%)	(2.9%)	(9.8%)	(8.3%)	(16.7%)	(27.9%)	(0.3%)	(0.0%)	(8.9%)	(23.5%)	(16.9%)	(1.8%)	(24.9%)	(20.4%)	(21.5%)	(11.2%)	(8.2%)	(8.3%)	(4.0%)
	白紙委任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
棄権	64	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	45	158	1	
	(0.2%)	(0.0%)	(0.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.7%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.2%)	(2.0%)	
株主提案	計	642	218	109	3	2	17	0	0	47	0	0	0	12	27	228	261	2,071	3,637	341
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	賛成	582	196	42	2	0	0	0	0	18	0	0	0	12	27	78	74	609	1,640	84
		(90.7%)	(89.9%)	(38.5%)	(66.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(38.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(34.2%)	(28.4%)	(29.4%)	(45.1%)	(24.6%)
	反対	56	22	67	1	2	17	0	0	29	0	0	0	0	0	150	187	1,433	1,964	252
		(8.7%)	(10.1%)	(61.5%)	(33.3%)	(100.0%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(61.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(65.8%)	(71.6%)	(69.2%)	(54.0%)	(73.9%)
	白紙委任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
棄権	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	33	5	
	(0.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.4%)	(0.9%)	(1.5%)	

(※) 議決権行使に係る運用上の制約及び追加的な費用負担の観点から、運用受託機関が議決権行使対象を判断しています。

■議決権行使結果（国内株式）の個別開示公表先アドレス

運用受託機関名	公表先アドレス
朝日ライフアセットマネジメント	http://www.alamco.co.jp/company/votingright/_index.html
アセットマネジメントOne	http://www.am-one.co.jp/company/voting/
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	https://www.gsam.com/content/gsam/jpn/ja/gsitm/about-gsam/stewardship-code.html
シュローダー・インベストメント・マネジメント	https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/about-us/proxy-voting/
ティー・ロウ・プライス・ジャパン	https://www.troweprice.com/financial-intermediary/jp/ja/about/disclosure/stewardship/proxy-voting.html
日興アセットマネジメント	http://www.nikkoam.com/about/vote/list
ニッセイアセットマネジメント	https://www.nam.co.jp/company/responsibleinvestor/cvr.html
野村アセットマネジメント	http://www.nomura-am.co.jp/special/esg/responsibility_investment/vote.html
ピクテ・ジャパン	https://www.pictet.co.jp/company/policy/proxy-voting-results.html
フィデリティ投信	https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/stewardship/voting-records
三井住友信託銀行 （再受託先：三井住友トラスト・アセットマネジメント）（※）	https://www.smtam.jp/company/policy/voting/result/
三井住友DSアセットマネジメント	https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/voting/report/
三菱UFJ信託銀行	https://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/about_stewardship.html
りそな銀行 （再受託先：りそなアセットマネジメント）（※）	https://www.resona-am.co.jp/investors/giketuken.html

令和6年2月末現在

（※）再受託先の議決権行使結果の個別開示公表先アドレスを掲載しています。

【SSコード原則6. 顧客・受益者への報告】

〈スチュワードシップ活動報告の公表〉

- 全ての運用受託機関がスチュワードシップ活動報告を公表。具体的には、対話テーマや結果を含む事例等を詳細にスチュワードシップ活動報告（レポート）等で公表したり、サステナビリティレポートと名称を新たにし、運用受託機関の掲げるパーパス（存在意義）を起点とした活動を詳細に記載したりするほか、統合報告書の充実を求めるエンゲージメントにおいて、AI評価の高かった統合報告書等の好事例を紹介することで、より良い統合報告書の作成を促進。
- 議決権行使の状況や投資先企業との対話、諮問委員会の議事概要など、スチュワードシップ責任を果たすための活動状況について定期的にウェブサイトで開示。

【SSコード原則7. 実効的な活動のための組織体制の構築や人材育成】

〈組織体制〉

- エンゲージメント戦略の立案・実施・評価を強化するために、運用部内に設置していたスチュワードシップ部署の独立化や、各種イニシアチブへの参加により知見を獲得するなど、経営トップが率先して組織的な責任投資活動を推進。
- 運用受託機関のアナリストが自ら取材を行って情報収集する体制を整備し、投資先企業との建設的な対話ができる関係を構築・維持することで、多数の投資先企業からの対話の申込みに発展。

〈人材育成〉

- 各種研究会や外部機関、社内e-ラーニングを活用してESGの知見を深めている。スチュワードシップ活動を担う組織としての持続性の観点から、国際機関出身者等を社外から採用したほか、新卒者の配置を行うことで人材の育成を実施。
- 実質的なエンゲージメントのスキル向上のため、アナリストやファンドマネージャーの経験のある担当者と若手担当者がペアとなって投資先企業との対話を実施。
- スチュワードシップ活動部門の全員が同じエンゲージメントの場に参加する機会を作り、各人の中でノウハウを蓄積していくことで、質を伴った育成となることを企図。

Ⅲ. ESG投資に関する取組み

1. 連合会のESGに関する取組みの概要

(1) 基本的な考え方

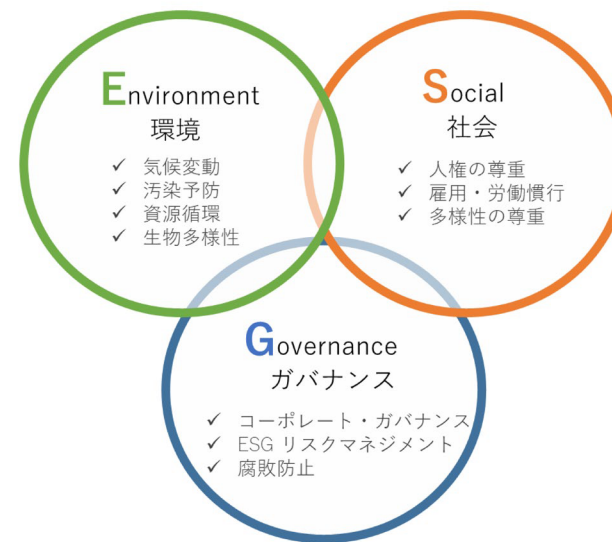
連合会では、厚生年金保険給付積立金及び退職等年金給付積立金の運用において、財務的な要素に加えて、非財務的要素であるESGを考慮する投資を通じて、最終受益者の中長期的な投資収益の拡大を図っています。ESGを考慮する投資は、従来より積極的に取り組み、不断の改善を推進しています。

(2) ESG要素の考慮

厚生年金保険給付積立金における委託運用については、全ての運用受託機関に対して、ESG要素も考慮するように要請しています。また、定期的なモニタリングとして、エンゲージメントの取組状況やESGの活用効果等について確認し、これらの要素を運用受託機関の評価項目の一つとしております。加えて、原則としてPRIに署名していることを運用受託機関の採用基準の一つとしているほか、新たなマネージャーエントリーの受付時には、ESGの具体的な活用方法について説明を求めるようにしております。

退職等年金給付積立金における自家運用についても、ESG要素を考慮し、同じ発行体による通常の債券と同様の条件であれば、グリーンボンド等を前向きに購入しています。

(参考) ESGに係る様々なテーマ



(出所：金融庁サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書「持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム」)

(3) 厚生年金保険給付積立金における委託運用に関する取組み

① アクティブ運用に関する取組み（委託運用／内外株式・外国債券・オルタナティブ資産）

- 令和3年4月より、全資産においてESGファンドのマネージャーエントリーを受け付けています（国内株式に採用実績あり）。ESGプロダクトについては、運用プロセスにおいてESG要素を十分に考慮しつつ、超過収益を獲得することを期待しています。
- ESG指数のパフォーマンスについてモニタリングを行い、活用可能性や効率性について情報収集を継続しています。
- オルタナティブ資産については、不動産の運用受託機関や各投資先企業におけるGRESB（※）への対応状況をモニタリングしています。

（※）GRESB（Global Real Estate Sustainability Benchmark）は、不動産・インフラストラクチャーを保有・運用する会社やファンドのESGに対する評価基準を提供する組織で、その取組みや達成度の評価を実施しています。また、投資家メンバーとして加入することで、評価結果のみならず各種ESGパフォーマンスデータの閲覧が可能となり、デューデリジェンス、モニタリング、エンゲージメントに活用することができます。

② パッシブ運用に関する取組み（委託運用／内外株式・内外債券）

- 外国債券運用において国際機関の発行するグリーンボンド等を購入できるように、令和3年3月に運用ガイドラインを変更しています。なお、令和5年11月に運用を開始した国内債券運用においても、グリーンボンド等を購入しています。
- パッシブ運用においても、ESGへの関連が懸念される銘柄は、運用受託機関が投資先と積極的な対話を行っていることを確認しています。

(4) 退職等年金給付積立金における自家運用に関する取組み

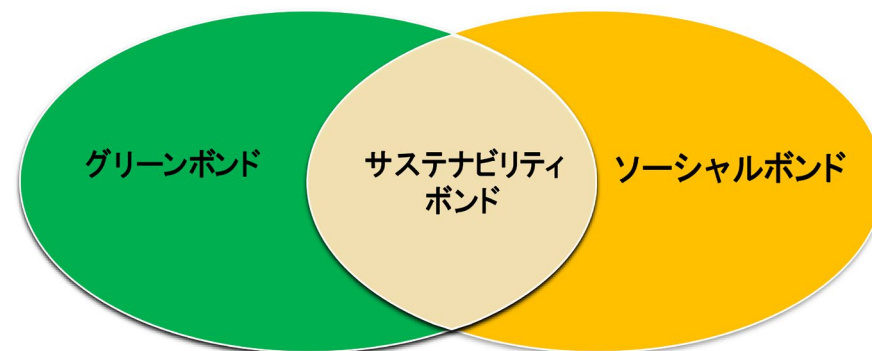
- 令和4年度末時点ではグリーンボンド等の保有残高（簿価）は約482億円となっています。
- 令和5年度は財投機関等が発行するグリーンボンド等のほか、令和6年2月には我が国初の発行となるクライメート・トランジション利付国債を購入しました。

(参考) グリーンボンド等の保有状況

(億円)

種類	保有額			
	令和2年10月	令和3年10月	令和4年10月	令和5年10月
厚生年金保険給付積立金	24	202	485	712
グリーンボンド	21	114	237	355
ソーシャルボンド	2	21	71	101
サステナビリティボンド	1	68	177	256
退職等年金給付積立金	324	390	445	565
グリーンボンド	92	102	102	104
ソーシャルボンド	199	249	292	366
サステナビリティボンド	33	39	51	95
合計	348	592	930	1,277

(参考) グリーン／ソーシャル／サステナビリティボンドの関係



(出所：金融庁「ソーシャルボンド検討会議（第1回）事務局説明資料」)

(※1) 保有額は各時点の時価残高です。計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合があります。

(※2) 厚生年金保険給付積立金は、パッシブ運用及びアクティブ運用を合計した計数（外国債券）になります。

(※3) グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券のことです。

(出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」)

(※4) ソーシャルボンドとは、発行体（民間事業法人、金融機関、独立行政法人等）が、国内外のソーシャルプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券であり、具体的には、①調達資金の用途が発行体により適切に評価・選定されたソーシャルプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、かつ、③それらについて発行後のレポーティングを通じ透明性が確保された債券のことです。（出所：金融庁「ソーシャルボンドガイドライン」）

(※5) サステナビリティボンドとは、調達資金全てがグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトの初期投資又はリファイナンスのみに充当され、かつ、「グリーンボンド原則」（又は「グリーンボンドガイドライン」）と「ソーシャルボンド原則」（又は金融庁策定のソーシャルボンドガイドライン）いずれか一方又は両方の4つの核となる要素に適合する債券のことです。（出所：環境省「グリーンファイナンスポータル」）

トピック：GX経済移行債への取組み

▶ 連合会の対応

連合会では自家運用（退職等年金給付積立金）において、令和6年2月にクライメート・トランジション利付国債の初回発行分を購入しました。今後の発行分についても利回り水準等を総合的に勘案の上、購入の検討を進めて参ります。

▶ グリーン・トランスフォーメーション（GX）

グリーン・トランスフォーメーションとは、化石燃料に頼らないクリーンなエネルギーの活用や、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを実現するための活動、また、そのような活動を経済成長の機会にするために社会全体を変革する取組みのことを指します。（参考：財務省「グリーン・トランスフォーメーション」等）

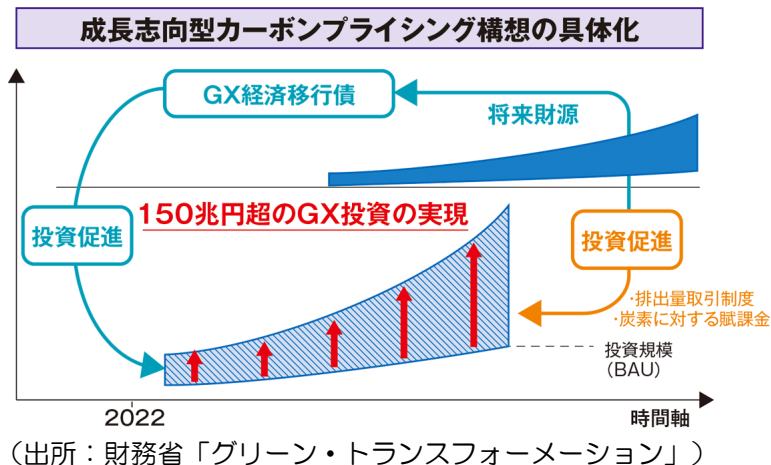
▶ GX経済移行債

GX経済移行債とは、GX実現に向けた先行投資支援の資金調達のため「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX推進法）に基づき、政府により発行されるESG債です。

GX経済移行債は、これまでの国債（建設国債、特例国債等）と同様に同一の金融商品として統合発行されるだけでなく、令和6年2月には、資金用途やレポーティング方法等を示したフレームワークを策定の上、国際標準への準拠について評価機関から認証（セカンド・パーティ・オピニオン）を取得した個別銘柄「クライメート・トランジション利付国債」として、初回発行されました。

調達した資金の用途は、民間のみでは投資判断が困難な事業かつ、温室効果ガス排出削減と産業競争力強化・経済成長の実現に貢献する分野への投資を対象としています。（例：省エネ機器の普及、脱炭素に資する都市・地域づくり等）

（参考：財務省「クライメート・トランジション利付国債」等）



(5) ESGレーティングの利用状況等

- 多くの運用受託機関が、エンゲージメントや企業による情報開示（統合報告書、サステナビリティレポート、CSR報告書等）、第三者機関（ESG評価機関・データ提供機関）のデータ等を基にESG分析の内容を総合的に勘案した自社レーティングを付与し、投資判断を行っています。
- また、ESG評価・データの利用方法等の開示の状況について、多くの運用受託機関がサステナビリティレポート等で開示していることが確認できました。
- 第三者機関のレーティングについて、データの信頼性や透明性、機械的な評価プロセス、新しい情報が反映されるまでのスピード等に課題があり、業界統一的な枠組みが必要との意見も運用受託機関からありました。
- そのような中、第三者機関が市場に影響を及ぼす重要な責任を有していることを鑑み、運用受託機関及び投資先企業の考えと大きく相違がある場合には、投資先企業側の声をフィードバックしたり、評価の更新を働きかけるなど、評価の質の改善に取り組む運用受託機関もありました。

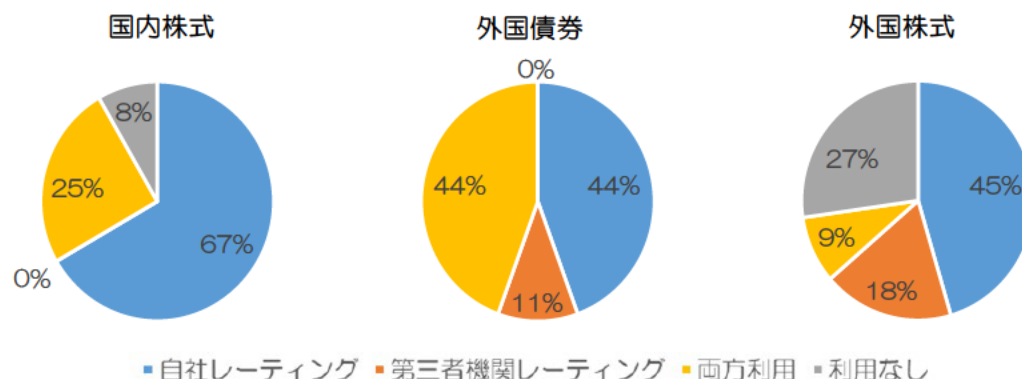
【アンケートの概要】

調査対象：運用受託機関23社
調査時期：令和5年10月
調査方法：質問表を依頼し、回答を受領

【アンケートの結果】

- ・多くの運用受託機関が、自社レーティングに加え第三者機関レーティングも活用している一方で、第三者機関レーティングのみを利用している場合は限定的。

ESGレーティングの利用状況 (各資産別)



2. 運用受託機関の事例（ESG）の紹介

■環境（E）に関するエンゲージメントの事例

気候変動問題

対話の概要

気候変動に関する投資家の関心が高まっていることを考慮し、投資先企業が気候変動に関する報告及び戦略を続けることを推奨。サステナビリティ会計基準審議会及びTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に基づく開示が望ましいと助言。

対話の結果等

ネットゼロ目標実現の効果的な手法だけでなく、主要ESGトピックに対する経営陣のアプローチに対する見解も伝達。投資先企業のネットゼロ目標及びその道筋に関連する進捗について、モニタリングを継続。

廃プラスチック問題

対話の概要

投資先企業にとって、廃プラスチック問題・環境負荷低減への取組強化・推進が、持続的な成長・企業価値向上の観点から引き続き重要な課題と認識し対話を継続。事業におけるリスク及び事業を通じた環境負荷低減に向けた施策、自社のCO₂排出目標の実現性・取組強化に関し議論・提言を実施。

対話の結果等

使用済み容器の回収拠点数、製品販売重量に占める使用済み製品の回収重量比率などが順調に伸びていること、薄化・軽量化品の開発によるプラスチック使用量の削減、消費者へのエコ製品の訴求戦略など環境負荷軽減に向けた取組みを確認。

■社会（S）に関するエンゲージメントの事例

人権

対話の概要

投資先企業に対して、2019年よりサプライチェーン・マネジメント（商品開発から消費者の手に渡るまでの一連の流れ）の観点でESG関連の情報開示を要求。投資先企業の情報開示への取り組みが進んできたことから、サプライチェーン上の人権対策の強化、ESG評価の改善などをテーマに対話を実施。

対話の結果等

投資先企業はサプライチェーン・マネジメントをテーマとした対話にも前向きな姿勢を見せ、新たなESG推進体制を構築。プライベートブランド製品の生産工場に対する監査結果の開示を開始し、「再審査」「不合格」の工場に対しては改善に取り組んでいる。

女性活躍

対話の概要

投資先企業（グロース市場に上場）は、多くの女性が活躍していることから、多様性を持った取締役体制の構築がガバナンス強化につながるという点を、上場以来毎四半期ごとに経営層と対話。同時に社外取締役1名体制となっていたため、運用受託機関の議決権行使基準を未充足であることも説明。

対話の結果等

株主総会で女性の社外取締役が就任。当該社外取締役は就任後、業績計画などで建設的な議論に参画し牽制役となっていることに加え、一層の活躍に向けて経営会議（部長級で構成）へ参加するなど事業への理解を促進。

■ガバナンス（G）に関するエンゲージメントの事例

業績連動型役員報酬

対話の概要

固定報酬と業績連動報酬で設計される役員報酬において、業績連動報酬の算出方法が非開示であったことに加え、固定報酬の比率が65%と高く十分なインセンティブとして機能しているのか不明であったことから、業績連動報酬の比率引上げや、株式報酬制度の導入、非財務項目の役員報酬への反映についても議論。

対話の結果等

投資先企業は統合報告書にて役員報酬制度の詳細を開示したほか、株式報酬制度を新たに導入することを発表。非財務項目の役員報酬への反映についても対話を継続。

不祥事対応等

対話の概要

投資先企業の投資家向け広報チームらと、一部製品における定期試験未実施などの不適切行為に対する再発防止策の進捗と、CEOのサクセッションプラン（後継者育成計画）の取組みについて対話を実施。

対話の結果等

投資先企業は月2回以上CEOからのメッセージ発信、監査体制強化、レビュー部署の権限の強化などを実施。人為的ミスを防ぐためにデジタル化、自動化を推進。さらにグループガバナンスポリシーを定め、各組織の責任や役割を明確化する意向。サクセッションプランについても対話を継続。

トピック：運用受託機関における人権問題への対応状況

- 運用受託機関（オルタナティブ資産を除く）に対し、アンケートを令和5年10月に実施しました。令和6年1月以降は、エンゲージメントの状況について、国内株式の運用受託機関から毎月報告を受領しています。
- 当初、回答内容にはばらつきが見られ、様子見姿勢の運用受託機関が多かったものの、迅速に投資先企業との面談を行ったとの回答も見られました。令和6年1月以降は、エンゲージメントを行う運用受託機関が増加しています。
- 運用受託機関の中には、人権問題は投資先企業にとって社会的に求められる責務だけでなく、経営上のリスクの観点からも重要なテーマであり、対象となった投資先企業に対してエンゲージメントを必要に応じて行う、といった意見もありました。
- 引き続き、当該問題に関するエンゲージメントの状況を確認していくとともに、人権問題に関連した議決権行使の状況についても、モニタリングを実施していきます。
- なお、オルタナティブ資産の運用受託機関について、個別企業に対する具体的な対応についての回答は得られなかったものの、賃貸や売買を実施する際には、取引先について人権問題に関する内容を含めた風評チェックを厳重に実施し、総合的に判断しているとの回答を受領しています。

【アンケートの概要】

調査対象：運用受託機関23社

調査時期：令和5年10月

調査方法：質問表を依頼し、回答を受領

質問内容（概要）

- 芸能関係の人権問題（いじめ等）について、メディアが取り上げる機会が増えているところ、国内株式の運用受託機関として当該問題をどのように解釈し、今後行動しようとしているのか、ご説明ください。
- 外国資産の運用受託機関は、当該問題等に対しての見解をご教示ください。

【アンケートの結果（運用受託機関の回答）】（一部抜粋）

- 人権問題は国・地域によって様々なので、一括りに捉えることなく、個別に深く分析する必要がある。
- サプライヤー等との関係を維持しながら、負の影響を防止・軽減するよう努め、取引停止は最後の手段として検討されるべき。

トピック：運用受託機関における女性活躍推進の状況

- 国内株式の運用受託機関に対し、自社における女性活躍推進の状況等について、アンケートを令和5年10月に実施しました。
- 女性役員比率については、「0～9%」「10～19%」合算で約7割を占めました。「50%～59%」と過半数を占める受託機関が1社ある一方、「0%」の運用受託機関が2社ありました。
- 女性管理職比率については、「10～19%」「20～29%」合算で約7割を占めました。40%超の運用受託機関はありませんでした。
- 今後の課題として、以下の意見がありました。
 - ・女性が働き続けることができる職場環境の整備
 - ・管理職人材の発掘、育成を促す仕組みの構築
 - ・社員数に占める女性比率の是正
 - ・意識改革・風土の醸成
 - ・様々なロールモデルの提示

【アンケートの概要】

調査対象：国内株式の運用受託機関16社
(再受託先2社を含む)

調査時期：令和5年10月

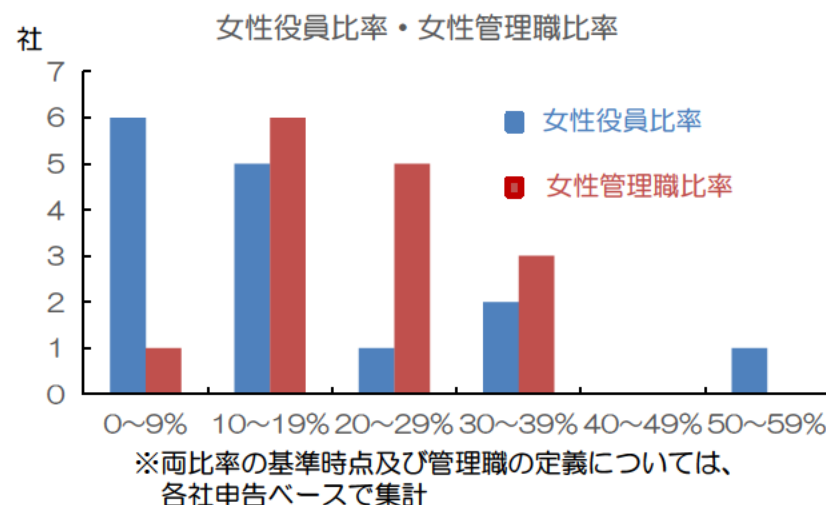
調査方法：質問表を依頼し、回答を受領

補足事項：受託機関単体ベースの数値
(グループ全体での回答は集計から除外)

質問内容(概要、一部抜粋)

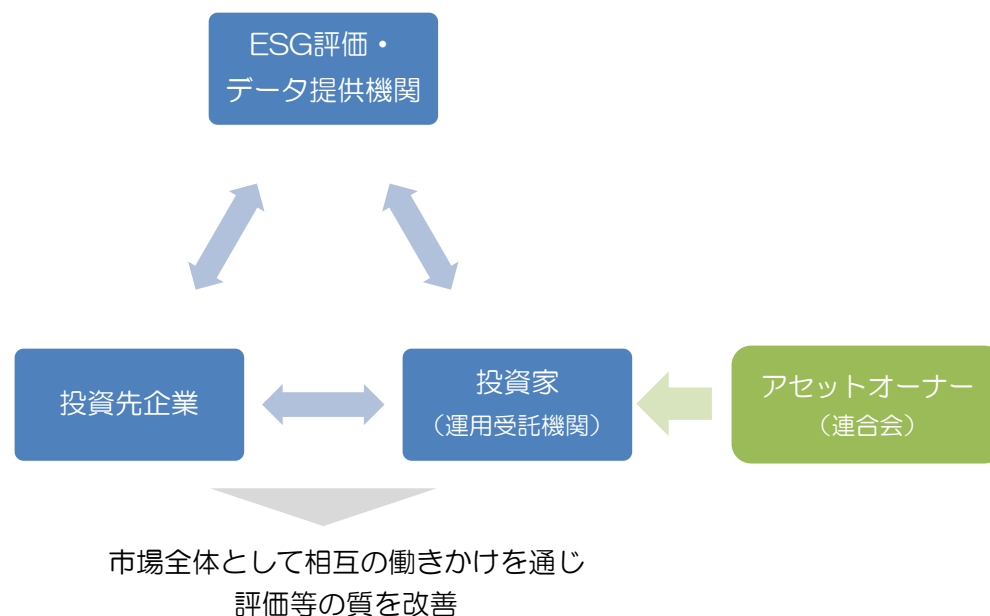
・貴社における女性役員比率、女性管理職比率をお答えください。

【アンケートの結果(運用受託機関の回答)】



IV. 運用受託機関の課題認識

- スチュワードシップ活動の実質化に向けて、p17【SSコード原則7】の事例のように、スチュワードシップ活動の担当部署を独立させたり、研修等を通じたスキルの向上や社外からの採用など、実効的なスチュワードシップ活動を行うための組織体制の構築や人材育成に取り組む運用受託機関が多く見られました。また、運用受託機関は議決権行使ガイドライン等を定期的に見直すことで、社会的な要請や情勢の変化に対応していることを確認しました。これらの点はゴールがあるものではなく、継続的に取り組むべき課題と考えられます。
- エンゲージメントやESG要素の考慮が投資先企業の価値向上に対してどのような影響を及ぼしているか、多くの運用受託機関が、p10の〈エンゲージメントの効果を高める工夫〉の事例のように検証に取り組んでいますが、その方法の確立や有効性の検証の完了には至っていないところが大半です。今後の進展が期待されます。
- ESGレーティングの利用については、p22に記載したようにデータの信頼性や新しい情報が反映されるまでのスピードへの課題のほか、データソースが開示情報に依存することから、投資先企業の開示の進捗にスコアが左右されてしまい、スコアと実態の乖離が生じる場合があります。また、情報開示をテーマに対話を実施する運用受託機関も多くあることを踏まえると、投資先企業の情報開示レベルの底上げや、ESGレーティングの評価の質の改善に向けた運用受託機関による取組みが期待されます。



(出所：金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を基に作成)

IV. 今後の取組方針

(1) 実効的なモニタリングプロセスの充実

令和5年度はPRIへの署名のほか、スチュワードシップ活動の一環として、ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ^(※)に任意で参加し、運用受託機関等との意見交換や情報共有等を実施しました。今後も、このような活動を通じて、モニタリングプロセスの充実化を図るとともに、運用受託機関による一層の取組促進を念頭に置き、運用受託機関との対話を通じて「形式」ではなく、「実質」を重視したモニタリングの実施に努めていきます。

また、株式以外の資産クラスにおけるスチュワードシップ活動についても引き続き着目していきます。

(※) SSコード等を受けて、更なるスチュワードシップ活動の深化及び高度化への対応や、資産運用業界における実務課題の解決に向けた自主的な取組みとして、運用機関やアセットオーナーらの関係者が集まり、2019年に設立し、業界横断的な団体としての活動をスタート。

(2) 他の公的年金等との協力・連携

令和5年度は他の公的年金と意見交換を実施しました。今後もスチュワードシップ活動全般の実効性、効率性の向上を図る上で、他の公的年金等とも必要に応じて意見交換などの取組みを実施していきます。

(3) ESG 要素を考慮した対話・投資の推進

投資先企業及び市場全体の持続的成長が運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、ESG 要素を考慮した対話・投資を推進していきます。

■運用受託機関各社のスチュワードシップ活動報告開示先アドレス

運用受託機関名	公表先アドレス
朝日ライフアセットマネジメント	https://www.alamco.co.jp/company/stewardship/index.html
アセットマネジメントOne	https://www.am-one.co.jp/company/ri/
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン	https://jp.allianzgi.com/ja-jp/sustainability/policies-and-reporting
ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド	https://www.wellington.com/japan/sustainable-investing/
MFSインベストメント・マネジメント	https://www.mfs.com/ja-jp/institutions-and-consultants/about-mfs/our-impact/stewardship.html
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	https://www.gsam.com/content/gsam/jpn/ja/gsitm/about-gsam/stewardship-code.html
JPモルガン・インベストメント・マネジメント	https://am.jpmorgan.com/jp/ja/asset-management/per/about-us/investment-stewardship/
シュローダー・インベストメント・マネジメント	https://www.schroders.com/ja-jp/jp/intermediary/about-us/stewardshipcode/
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	https://www.ssga.com/jp/ja/institutional/ic/about-us/what-we-do/asset-stewardship
ティー・ロウ・プライス・ジャパン	https://www.troweprice.com/financial-intermediary/jp/ja/about/disclosure/stewardship/stewardship-report.html
東京海上アセットマネジメント	https://www.tokiomarineam.co.jp/company/responsible_investment/stewardship_code.html
日興アセットマネジメント	https://www.nikkoam.com/sustainability

令和6年2月末現在

運用受託機関名	公表先アドレス
ニッセイアセットマネジメント	https://www.nam.co.jp/company/responsibleinvestor/report.html
野村アセットマネジメント	https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/library/ri-report.html
ピクテ・ジャパン	https://www.pictet.co.jp/featured/esg-portal/RI_report_2308.html
PGIMジャパン	https://www.pgim.com/pgim-japan/pgim-sri-hub （英語サイト）
ピムコ・ジャパン・リミテッド	https://japan.pimco.com/ja-ip/investments/esg-investing
フィデリティ投信	https://www.fidelity.co.jp/about-fidelity/stewardship/overview
ブラックロック・ジャパン	https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/about-us/investment-stewardship
三井住友信託銀行 （再受託先：三井住友トラスト・アセットマネジメント）（※）	https://www.smtam.jp/company/policy/stewardship/activity_status/
三井住友DSアセットマネジメント	https://www.smd-am.co.jp/corporate/vision/fiduciary/report/
三菱UFJ信託銀行	https://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/about_stewardship.html
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	https://www.morganstanley.com/im/ja-ip/japanese-investor/about-us/sustainable-investing-ja.html
りそな銀行 （再受託先：りそなアセットマネジメント）（※）	https://www.resona-am.co.jp/investors/ssc.html

（※）再受託先のスチュワードシップ活動報告開示先アドレスを掲載しています。

令和6年2月末現在

KKR 国家公務員共済組合連合会
Federation of National Public Service Personnel Mutual Aid Associations

<https://www.kkr.or.jp/shikin>